平成２３年（フ）第５１号
広島市東区戸坂桜上町10番７号
破産者　有限会社ミナゴエ鉄筋
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７８３号
北海道石狩市花川東472番地239
破産者　有限会社中村組
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９号
北海道目梨郡羅臼町麻布町108番地19
破産者　カネ松稲川水産有限会社
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２１年（フ）第５１２号
神奈川県藤沢市菖蒲沢1326番地
破産者　有限会社タカヒラ商事
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３９０号
横浜市港北区鳥山町529番地12
破産者　有限会社光和建設
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４１７号
横浜市都筑区東山田１丁目10番６号ハイグランド中井坂ⅡＡ２
破産者　有限会社ショップミウラ
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７号
最後の住所富山県高岡市羽広２丁目５番２号
破産者　尚美堂国分商店こと　被相続人亡國分迪雄相続財産
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第７８号
岐阜県大垣市伝馬町52番地
破産者　愛進管工有限会社
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第２５０号
京都市下京区西新屋敷下之町６番地５
破産者　有限会社山本商店
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２５２号
京都市下京区西新屋敷下之町６番地10、商業登記簿上の本店所在地京都市山科区上花山坂尻４番地の20
破産者　有限会社関西フィッシュ
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８４６号
兵庫県尼崎市尾浜町１丁目８番30号
破産者　株式会社フジグラフィックス
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４７６号
兵庫県西宮市染殿町５番16号中西マンション302
破産者　有限会社武尊
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５２９号
兵庫県尼崎市上ノ島町２丁目29番23号
破産者　有限会社塚田工業
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１９５０号
さいたま市見沼区大和田町２丁目335番地16
破産者　増野　達郎
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９５１号
さいたま市見沼区大和田町２丁目335番地16
破産者　増野　優子
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５０５号
埼玉県川口市大字道合603番地の１　コーポサチヤ202号
破産者　金子　良介
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６４８号
さいたま市岩槻区大字柏崎1245番地21
破産者　菅井　敏郎
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６４９号
さいたま市岩槻区大字柏崎1245番地21
破産者　菅井　厚子
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８５０号
さいたま市桜区田島１丁目３番１－２号、旧住所さいたま市南区四谷１丁目２番11号
破産者　髙野　　賦
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９５０号
埼玉県川口市西青木３丁目14番５号　ハイホーム西川口304号、旧住所埼玉県熊谷市箱田３丁目４番21号
破産者　清水　明美
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３３９号
東京都東村山市秋津町５丁目11番地44ハイムオマタ２　105、前住所埼玉県所沢市大字上安松485番地
破産者　小塩　義秋
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部